

第9章 計画の達成状況の評価に関する事項

1 評価を行う時期

評価は、中間年次(平成31年度(2019年度))及び計画期間の終了時期(平成35年度(2023年度))に行います。

2 評価の方法

計画の進捗・管理については、年に1回、関係各課等から導入メニューを実現するための各施策の進捗状況の報告を受け、検討課題を再整理するとともに、次年度の取り組みについて協議・調整を行います。

CO₂排出状況については、改訂予定の守谷市環境基本計画と連携を図りながら、年に1回、把握するものとします。

また、別途定める導入メニューの実現のための施策の実施内容に基づき、計画の進捗状況を定性的に評価します。

中間年次においては、計画の進捗状況やCO₂の排出量の状況の把握と評価を行うとともに、低炭素関連技術の普及状況等を踏まえ、導入メニューの見直しを行います。計画期間の終了時期においては、計画の達成状況の把握と評価を行います。

3 評価結果の報告

計画区域及び集約拠点地区における計画の進捗状況を、「守谷市低炭素まちづくり協議会」において報告します。中間年次の評価及び計画期間の終了時の評価については、市の広報紙やホームページで公表します。

4 低炭素まちづくり協議会の運営

本計画の策定後、計画の策定母体である「守谷市低炭素まちづくり計画協議会」を発展させた「守谷市低炭素まちづくり協議会」を設置し、導入メニューの実現に向けた、関係者間の協議・調整を行います。

また、中間評価時に、協議会を開催し、導入メニューの実現に向けた施策の進捗状況やCO₂排出状況の把握と評価を行い、導入メニューの見直し等の助言をいただきます。守谷市低炭素まちづくり協議会の構成員としては、市及び導入メニューの実施主体となりうる事業者や学識者、市民等を想定しています。